

森林整備事業実施要領の運用について

令和 4 年 8 月 9 日

4 林 第 3 8 7 号

最終改正 令和 6 年 7 月 9 日

6 林 第 4 4 3 号

森林整備事業の実施に当たっては、「京都府森林整備補助金交付要綱」（平成 14 年京都府告示第 643 号）、「森林整備事業実施要領」（平成 15 年 1 月 7 日 5 森第 104 号。以下「要領」という。）、森林整備事業検査要領（昭和 49 年 6 月 24 日付け 9 林第 494 号。以下「検査要領」という。）、「森林環境保全整備事業実施要綱」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号 農林水産事務次官依命通知）、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「国運用」という。）、「農山漁村地域整備交付金実施要項」（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 林整計第 336 号林野庁長官通知）に規定するもののほか、この運用の定めるところによるものとする。

（施設の維持管理）

第 1 京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所の長）（以下「振興局長等」という。）は、森林整備事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行う。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

なお、鳥獣害防護柵を設置した場合は、別紙第 7 号様式に基づく台帳作成に努めるものとする。

（人工造林に係る事前計画）

第 2 振興局長等は、人工造林に係る事前計画の提出があった場合、補助要件に適合する見込みがあるか、伐採作業と造林作業の連携が図られているか等について確認し、必要に応じて、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施などの指導・助言を行うものとする。

(補助金の査定単位の設定について)

第3 補助金の査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱う。

ただし、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定する。

- (1) 施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が10立方メートルに満たない間伐又は更新伐
- (2) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
- (3) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

(森林経営計画の作成等に関する同意書)

第4 事業主体が要領の第4の2又は3の規定により補助金交付申請を行う場合は、別記第1号様式を作成し、補助金交付申請書と併せて提出すること。

2 別記第1号様式又は林業成長産業化促進対策実施要領の運用について(平成28年7月8日付け8林第416号)に規定する別記第1号様式若しくは第2号様式(以下「同意書」という。)を受理した振興局長等は、別紙第2号様式により、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 同意書を提出した事業主体は、同意書に記載の森林について森林経営計画の認定を受けた場合、別記第3号様式により振興局長等に報告するものとする。

(森林経営計画作成状況の管理)

第5 振興局長等は、市町村長と連携して、同意書に記載された森林における森林経営計画の作成状況の把握に努め、別記第4号様式により一覧表を作成して適正に管理するものとする。

(4回目以降の下刈りの必要性の確認書類)

第6 要領第5の2の(1)の表中の現地写真の項中のアのなお書きに規定する現地写真その他の資料の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 原則として、下刈り実施予定年の3～6月またはその前年の9～11月の時点で下記の条件に該当する場合に、4回目以降の下刈りの実施を認めるものとする。

- (1) 植栽木の樹高が全体的に競争雑草木より高い状態にないこと。なお、「全体的に競争雑草木より高い状態」とは、次に掲げるものに該当する場合をいう。

- ア 植栽木の樹冠が周辺の雑草木から半分以上露出している。
 - イ 植栽木の樹冠の半分以上が周辺の雑草木に覆われているが、梢端は露出している。
- (2) ササ類・キイチゴ類・草本類（以下、「雑草集団」という。）の優占している施行地において、植栽木の樹高が全体的に競争雑草集団より高い状態にあるが、雑草集団の最大の高さを超えていない。
 - (3) 雑草集団に該当しない木本類（以下、「雑木集団」という。）の優占している施行地において、植栽木の樹高が全体的に競争雑木集団より高い状態にあるが、下刈り実施予定年中にその状態でなくなることが見込まれる場合。

（事業主体が整備・保管する現地写真）

第7 要領第5の2の(1)の表中に規定する現地写真は、原則、撮影時に位置情報を記録し、撮影した写真と併せて保管すること。

- 2 事業実施前及び事業完了後の写真は、事業の実施状況がわかるように、別表の基準により撮影する。
- 3 写真撮影にあたっては、撮影日が記録されるよう設定し、次の事項を記載した掲示板を文字が判読できるように被写体とともに撮影すること。
 - (1) 事業主体名
 - (2) 施行箇所
 - (3) 施行地の概況（樹種、林齢、面積等）
 - (4) 事業種目
 - (5) 事業実施前、後の別
 - (6) 作業完了年月日（事業完了後の写真のみ）
- 4 上記の写真を撮影した位置を要領第5の2の(1)に規定する施業図に記入し、写真と併せて整備・保管すること。

（GNSS等による測量の精度）

第8 要領第5の3の(3)のウの(イ)に規定する精度は水平距離3メートル以内とする。

- 2 前項の精度を確保するために、すべての測点において下記の条件を概ね満たすものとする。

なお、測量作業は可能な限り中断せず速やかに実施するものとする。

 - (1) 衛星数が12以上であること。
 - (2) 2Dの標準偏差が0.45以下又は2DRMSが5.0以下であること。
 - (3) PDOPが3.2以下であること。

- (4) データ取得数が 20 以上であること。
- (5) S B A S により補正されていること。

(現地検査及び書類検査の体制について)

第 9 振興局長等が検査要領第 3 条第 2 項の規定により 1 名体制で現地検査を行う場合は、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 位置情報付きカメラ及びこれとは別の位置情報が記録できる機器を併用し、複数の機器により検査箇所の位置情報を記録する。
- (2) (1)で撮影・記録した位置情報をそれぞれ森林情報システム等で確認する。
- (3) いずれの機器においても、位置情報が取得出来ていない場合又は位置情報が施業図等と合致しない場合は、2 名体制で再度現地確認を行う。

(検査野帳)

第 10 検査員が作成する検査要領第 5 条第 2 項の規定による野帳の様式は、別記第 6 号様式のとおりとし、施行地毎に作成して検査調書とともに保管するものとする。

- 2 振興局長等は、検査調書及び野帳を活用して、提出された書類等を複数回確認することで、適正に検査するものとする。

(事業主体としての要件の確認)

第 11 振興局長等が検査要領第 17 条の(1)のアの規定により認定された森林経営計画等を確認する場合は、認定権者(市町村の長等)が保管する森林経営計画等、確実に有効な計画書により確認すること。

(竣工検査時に撮影する検査状況写真)

第 12 検査員が撮影する検査要領第 42 条による写真は、検査状況がわかるようにし、検査者及び立会人が判別できるようにすること。

- 2 写真撮影にあたっては、撮影日が記録されるよう設定し、次の事項を記載した掲示板を文字が判読できるように被写体とともに撮影すること。また、その際、原則として位置情報を記録すること。
- (1) 事業主体名
 - (2) 事業箇所
 - (3) 事業地の概況(樹種、林齢、面積等)
 - (4) 事業種目
 - (5) 検査結果(標準地調査の結果等)

(6) その他特記事項 等

- 3 前項(1)から(4)については、補助金交付申請書の申請番号の記載で代えることができるものとする。

附 則

- 1 この運用は令和6年7月9日から施行する。
- 2 この運用による改正前の本通知に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表

作業種		撮影対象		時期	必要枚数	留意事項	
造林・保育	地拵え	刈り払い機	作業状況		作業前・後	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること
			占有植生（植生の区分及び草丈）		作業前	施行地ごと1枚以上	植生の区分及び草丈の寸法が確認できるように撮る
		一貫作業システム	作業状況		作業前・後	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること
			車両系林業機械使用状況		作業中	施行地ごと1枚以上	現場で車両系林業機械を使用していることが分かるように撮る
		片付けのみ		作業状況		作業前・後	施行地ごと1枚以上
	下刈		作業状況・植栽木の競合状況		作業前・後	施行地ごと近景1枚以上、遠景1枚以上	作業状況、占有植生、植栽木の競合状態が確認できるように撮る
	下刈（4回目以降）		作業状況・植栽木の競合状況		作業前・後	施行地ごと近景2枚以上、遠景2枚以上	下刈りの必要性を証するに足る現地写真その他の資料を添付すること
	植栽、補植、雪起こし、倒木起こし、枝打、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業、花粉発生源植替え		作業状況		作業前・後	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること
	選木		作業状況		作業前・後	施行地ごと1枚以上	伐倒対象木のマーキング状況が確認できるように撮る
	保育間伐、更新伐（気象害等の被害地の場合）		被害状況		作業前	施行地ごと1枚以上	作業状況写真とは別に撮る
間伐、更新伐、一貫作業、花粉発生源対策促進事業（搬出を伴う場合）	搬出状況・搬出方法		作業中	申請ごと1枚以上	車両系、架線系が確認できるように撮る		
	搬出木（現地検寸等で市場等の伝票が無い場合）	本数	集積後	はい積みごと1枚以上	集積した本数が確認できるように撮る 検寸野帳と本数が合致すること		
		寸法		はい積みごと搬出木3本以上	長さ、末口径にテープをあて、寸法が確認できるように撮る 検寸野帳で撮影した搬出木が確認出来ること		
獣害防止施設等整備	獣害防護柵・立木利用柵	作業状況		作業前	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること	
				作業後	施行地ごと1枚以上	支柱（利用立木）にポールを立て、ネット高が確認できるように撮る 支柱（利用立木）間にテープを張り、支柱（利用立木）間隔、アンカー間隔が確認できるように撮る	
	既設獣害防護柵の支柱補修		作業状況		作業前・後	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること 既設の支柱が再利用不可であることが確認できるように撮る
	単木防除	作業状況		作業前	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること	
作業後				施行地ごと1枚以上	資材タイプ、支柱本数（資材タイプが硬質筒状（チューブ）の場合）が確認できるように撮る		
森林作業道整備	開設、改良	作業状況		作業前・後	路線ごと2枚以上	「起点・終点」「構造物」相当箇所を撮る	
		幅員		作業後	路線ごと1枚以上	路面にポールを置き、幅員が確認できるように撮る	
		簡易構造物	全工種	作業前	箇所ごと1枚以上	簡易構造物設置箇所の作業前状況を撮る	
			全工種	作業後	箇所ごと1枚以上	出来高数量が確認できるように撮る	
	復旧（気象害等の被害地の場合）		被害状況		作業前	箇所ごと1枚以上	作業状況写真とは別に撮る

※1 写真は、原則として撮影箇所の位置情報が確認出来るものとする。

※2 写真には、「事業主体名」、「施行箇所」、「施行地の概要」、「作業種」、「事業実施前後の別」、「作業完了年月日」を記載した掲示板等を映し込んで管理すること

別記第1号様式

森林経営計画の作成等に関する同意書

年 月 日

京都府知事 様

住所
氏名

私は、森林整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

- 1 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
- 2 下記の申請箇所について、同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の認定要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
- 3 京都府知事が、関係市町村長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(〇〇年度〇期 補助金交付申請箇所)

(単位：ha)

申請番号	市町村	林小班	字	地番	申請面積

第2号様式

番 号
年 月 日

関係市町村長 様

京都府〇〇広域振興局長
(京都林務事務所長)

森林経営計画の作成等に関する同意書（写）の送付について

〇〇年度森林整備事業等の実施に当たり、事業主体から別添のとおり森林経営計画の作成に関する同意書の提出がありましたので送付します。

つきましては、森林経営計画の作成の推進及び認定状況等の情報提供について、御協力をお願いします。

第3号様式

年 月 日

京都府〇〇広域振興局長 様
(京都林務事務所長)

住所
氏名

森林整備補助金等の交付を受けた森林における森林経営計画
の認定について

〇〇年度〇〇の交付を受けました森林について、下記のとおり森林経営計画
の認定を受けましたので報告します。

記

(単位：ha)

森林整備補助金の交付を受けた森林							森林経営計画の認定状況		
年度 (期)	申請 番号	市町村	林小班	字	地番	申請 面積	認定 年月日	認定 番号	属地・ 属人の 別

注) 記以下は、別紙としても差し支えない

下刈り必要性確認シート

現地機関	
市町村	
申請者名	

施行地 (大字・字・地番)	
林班・林小班	
現地確認日	
下刈実施(予定)日	
樹種	
植栽密度	
下刈り実績 (回数・各年月)	
競争状態	優勢木割合が8割を超えているか:
植栽木樹高平均	<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 1.0m未満 <input type="checkbox"/> 1.5m未満 <input type="checkbox"/> 2.0m未満 <input type="checkbox"/> 2.0m以上
雑草木タイプ	<input type="checkbox"/> ササ類 <input type="checkbox"/> ススキ <input type="checkbox"/> キイチゴ類 <input type="checkbox"/> その他草本類 <input type="checkbox"/> その他木本類
雑草木最大高	

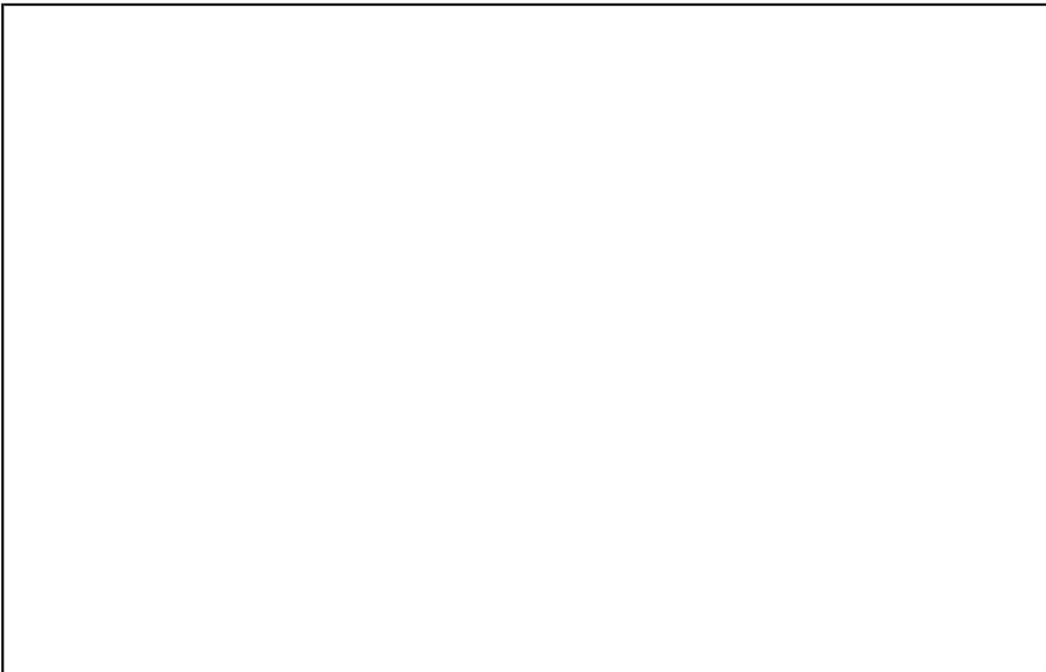
- 1、「現地確認日」欄には、事業実施前に現地を確認した日付を記入して下さい。
- 2、「競争状態」欄の「優勢木」とは、梢端部が雑草木を上回っている植栽木の事です。優勢木が8割を上回っていたら○、下回っていたら×を記入して下さい。
- 3、「植栽木樹高平均」「雑草木タイプ」欄では、該当する項目に☑を付けてください。
- 4、「雑草木最大高」欄には、年間の最大高（見込含む）を記入して下さい。木本の場合は、当年度の最大高で構いません。

第5号様式の付

下刈り必要性確認シート(現場写真)

1、遠景①

実施前



実施後

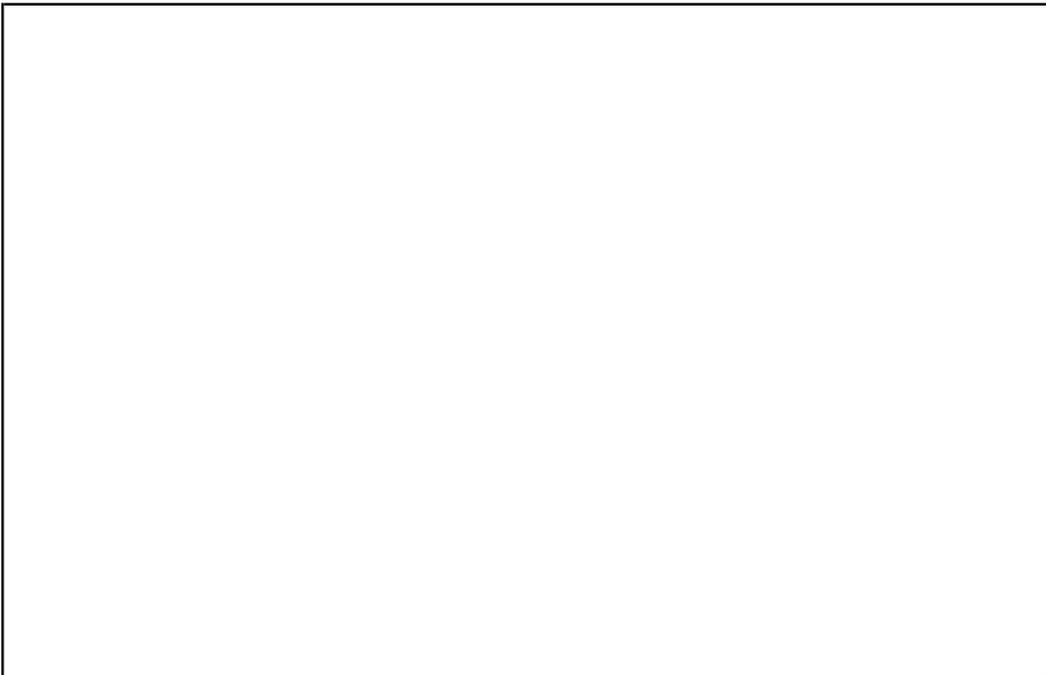


※「遠景」写真は、施行地全体の競合植生の繁茂状況が把握できる画像として下さい。

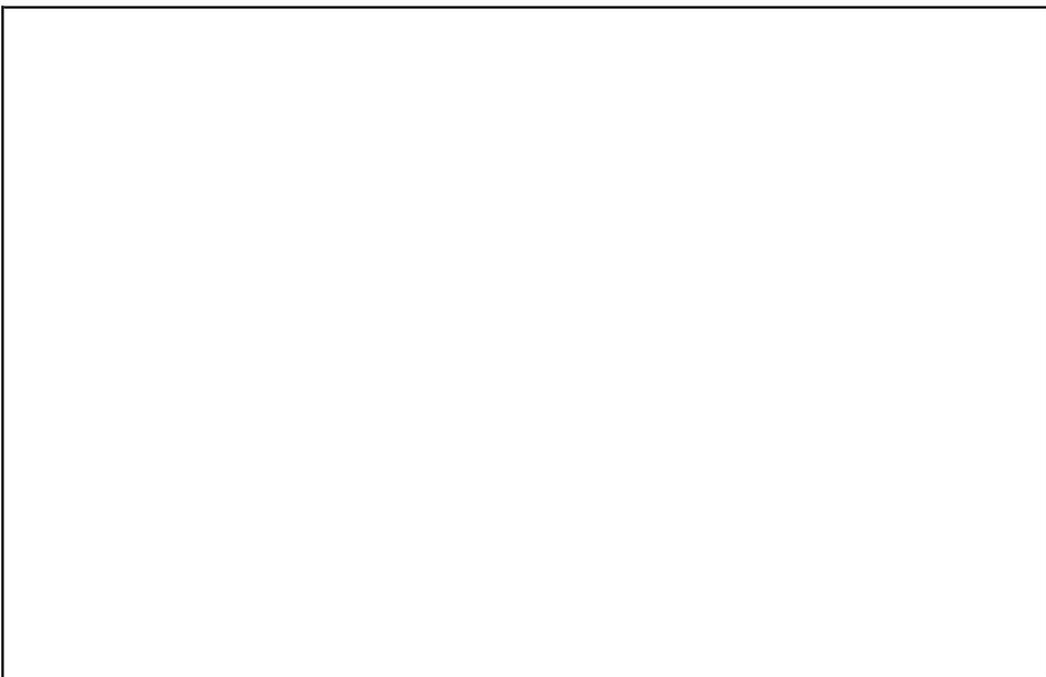
下刈必要性評価シート(現場写真)

2、遠景②

実施前



実施後

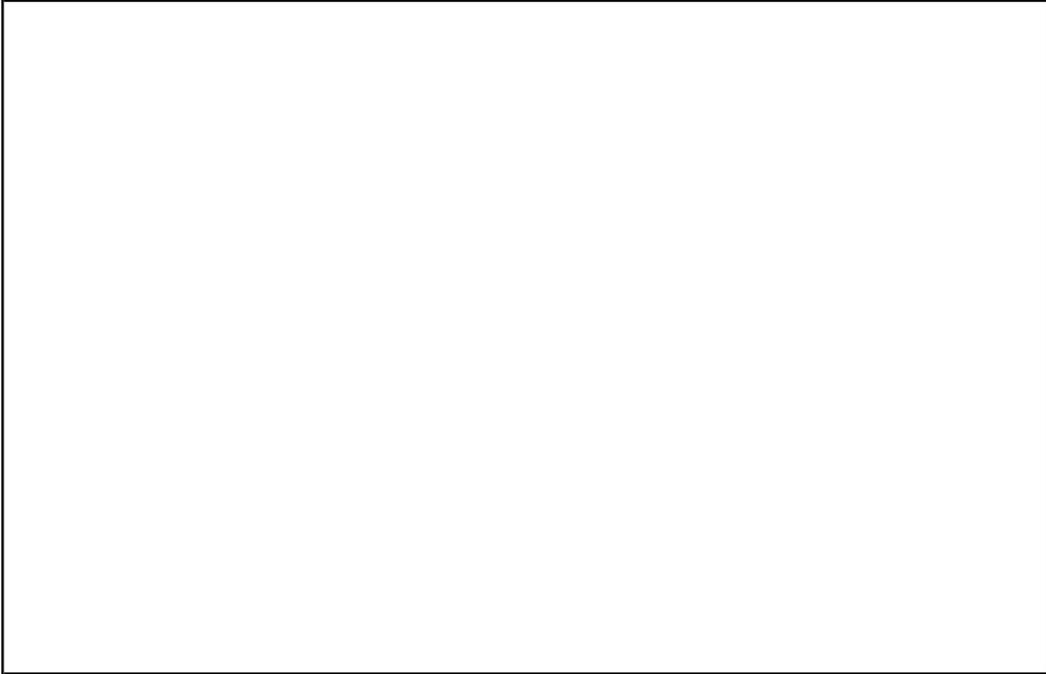


※「遠景」写真は、施行地全体の競合植生の繁茂状況が把握できる画像として下さい。

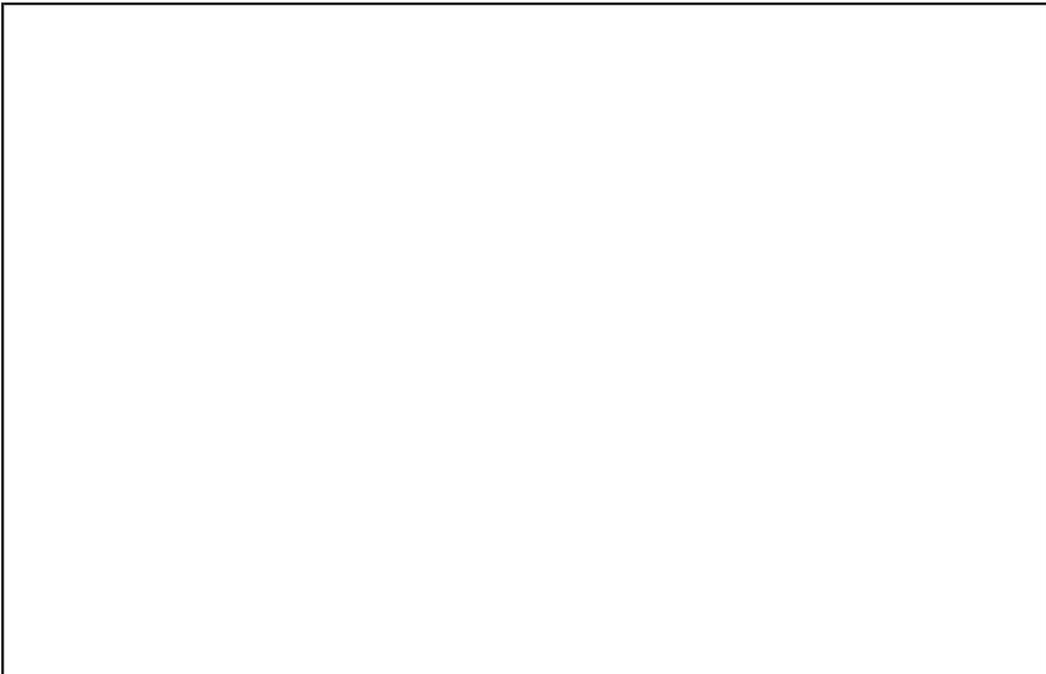
下刈必要性評価シート(現場写真)

3、近景①

実施前



実施後



※「近景」写真は、「遠景」写真の範囲内で、5～10本程度の植栽木の競合状態が把握できる画像)として下さい。

下刈必要性評価シート(現場写真)

4、近景②

実施前



実施後



※「近景」写真は、「遠景」写真の範囲内で、5～10本程度の植栽木の競合状態が把握できる画像)として下さい。

森林整備事業検査記録野帳

公所名 (申請期次)		申請番号		申請単位番号		林小班	-	-
施行地の所在 (代表)	市町村	大字・小字			地番			
申請者名				事業主体名				
作業従事者				森林所有者 (代表)				
事業名		事業区分			補助区分			

1 申請書添付書類の確認

- 施業箇所位置図(5万分の1の地形図又は管内図) 施業図(5千分の1の森林計画図等) 実測図
 社会保険等の加入実態状況調査表(第4号様式) 委任状(代理申請の場合)
 実行経費の内訳を示す書類(市町村請負施行、森林作業道の積み上げ積算ありの場合等)
 施行地の位置、区域、面積及び施業状況がわかるオルソ画像等

<事業主体としての要件が確認できる書類>

- 森林所有者等との協定書(特定森林再生事業等の場合) その他()

<事業主体が森林所有者でない場合の実施権限証明書類>

- 受委託契約書(長期・短期) 分収林契約書
 その他()

<事業主体が事業主体以外の者に作業を実施させた場合の委任関係証明書類>

- 委託契約書 請負契約書 その他()

<人工造林、樹下植栽等>

- 伐採造林届出書(写し)若しくはその不要を証明する書類

<間伐及び更新伐>

- 搬出材積集計表(第3号様式) 事業規模要件に関わらず複数年に分割して実施する場合の知事の認定書

<保育間伐>

- 平均胸高直径調査表 搬出材積集計表(第3号様式)(特定森林再生事業の場合)

<森林作業道整備>

- 出来高内訳書(第5号様式) 出来高路線位置図(5千分の1の森林計画図等) 出来高平面・横断面図

<特定間伐等促進計画に基づき実施する場合>

- 森林経営委託契約書(写)(事業主体が森林所有者でない場合) 森林経営計画の作成に係る同意書

2 検査確認事項

(1) 書類による確認

<森林所有者及び造林地の地番の確認>

- 森林経営計画等 不動産登記簿 土地課税台帳

<事業完了時点の確認>

- 事業主体検査調査書 完了届 その他()

<面積の確認>

- 区域面積に係る測量野帳が整備され、結果は申請書に記載の面積と相違ない

<使用資材の確認>

- 苗木、使用資材等の購入伝票が整備され、申請書に記載の数量等と相違ない (使用資材名:)
 その他()

<保育間伐、間伐及び更新伐に係る搬出材積の確認>

搬出材積集計表(第3号様式)の材積の証拠書類が整備され、当該記載内容に相違がないか確認

- 納品伝票 写真 現地検収野帳 その他()

<除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施業間隔の確認>

過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による事業を実施していないかを確認

- 森林経営計画等 過去の補助金申請書類 その他()

<社会保険料等の確認>

- 社会保険等の加入実態状況調査表(第4号様式)の証拠書類が整備され、当該調査表の記載内容に相違はない

<現場監督費の確認>

現場監督費が加算されている場合、雇用実態等を証明する書類により確認

- 雇用契約書又は雇用条件通知書 青色事業専従者給与に関する届出書
 個人受託(請負)者に対する実質的な管理・監督の状況の記録(仕様書、指示書、日報等)

<補助区分(査定係数)の確認>

- 森林経営計画 特定間伐等促進計画 特に効率的な施業が可能な地域又は特定植栽促進区域
 分収契約 被害地造林に係る被害状況(森林被害報告及び写真) 伐採造林届出書
 保安林台帳、市町村森林整備計画(特定森林再生事業の森林緊急造成)

<現地写真の整備状況>

- 事業実施前 事業完了後 (下刈りの場合は、近景及び遠景)
 4回目以降の下刈りにおける下刈りの必要性を証するに足る現地写真等
 保育間伐、間伐及び更新伐における伐採木の搬出状況及びはい積み状況
 森林作業道整備の構造物に係る数量等が確認できるもの 被害森林の整備に係る被害状況写真
 公共性、公益性の観点から早期に事業を実施する必要性が確認出来る写真
 (実施要領の別表の8のまた書き又は9のなお書きの場合)
 これら整備された写真について位置情報が記録されている

<その他確認事項>

- 申請書に記載の林齢は正しく、採択要件に合致している
 → 確認書類: 森林経営計画等(森林簿を含む) その他()
 作業に従事した現場労働者等の出役簿、作業日報等が整備されている
 施業除地は適切に除外されている(除外すべき除地はない)
 → 確認書類: 施業図 航空写真 その他()
 1施行地は0.1ha以上(水田跡地人工造林は0.05ha以上)であり、1施行地の区域は適切である
 間伐及び更新伐について事業規模要件(10m³/ha以上の搬出)を満たしている
 間伐及び更新伐で施行地内に既設の森林作業道等がある場合、補助対象面積が適切に記載されている
 保育間伐、間伐及び更新伐で「選木」を行っている場合、実施を確認できる書類が整備されている
 森林作業道整備で整備された森林作業道について、森林作業道台帳が整備されており、管理する者が明らかになっている
 森林法に基づく伐採届、保安林内作業許可、その他の法令により必要な手続きが適切に行われている
 特定森林再生事業(森林緊急造成)は、市町村が作成する年度別事業計画書に記載された区域で実施されている
 契約書、協定書、同意書等が原則として森林所有者の自署署名となっている
 付帯施設等整備及び森林作業道整備と一体的に実施するとしている施業は、現に実施又は実施が予定されている
 → 確認書類: 森林経営計画等 受委託契約書(長期・短期) その他()

(2)現地検査による確認

<現地検査実施の有無>

- 現地検査実施 現地検査省略 ()

<施行地の位置確認>

施行地の位置が申請書に示された当該施行地の位置と合致するか確認

- 森林計画図 航空写真 位置情報データ その他()

<施行地の境界の確認>

- 施行地の境界は、適正に設定されている
 ・ 造林地の最大外周は、植栽木から2mの範囲内で地拵えが完了した区域
 ・ 植栽以外は、地表かき起こし、不要木除去等の施業と一体として取扱う樹木を包括する区域

<除地の確認>

- 施業図に記載のとおり除地が適切に面積から除外されており、その他に除外すべき除地はない

<測量成果の照合>

- 測量成果は、適正(通常誤差の範囲内)である
 → 方位角及び高低角各2度、距離5/100(コンパス測量) オルソ画像等による目視

<植栽本数、枯損率、実施率、間伐率その他実施本数等の確認>

- 実施本数等は、申請書記載内容と相違なく補助要件を満たしている

<伐採木の搬出材積の確認>

- 搬出材積集計表に記載されている搬出材積は適正であると判断できる

<鳥獣害防止施設等整備の実施状況の確認>

- 施行基準に適合しており、標準単価の積算基礎と同等以上の施行である
 各資材の設置数量は申請書の内容と相違なく補助要件を満たしている

<その他確認事項>

- 地拵えは、伐採や伐採木の整理がその後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されている
 下刈りは、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われている
 枝打ちの作業前高さ及び枝打ち高は申請書記載内容と相違ない
 保育間伐、間伐及び更新伐において林内に残置された伐採木の林外への流出防止等に資する適切な作業が実施されている

【特記事項】

事業完了年月日		検査年月日	(現地)		立会者	(現地)
交付申請年月日			(書類)			(書類)
検査者	(現地)					
	(書類)					
現地検査に利用した位置情報記録機器(1人体制の場合のみ)						

防 護 柵 点 検 台 帳

整理番号		所在地		設置年度	
事業主体	名称				
	所在地				
設置状況			図面		
区分	延長	支柱間隔	※植栽等の測量実測図を添付すること		
防護柵本体					
スカートネット	有 ・ 無				
見回り記録					
年月日		点検・補修の状況 ※写真を撮影した場合は添付すること			
点検時の留意事項 ・ 防護柵の高さは十分に確保されているか。 ・ 防護柵の破損はないか。 ・ 防護柵の下部の浮き上がりはないか。				備 考	

※本台帳は防護柵を設置後10年程度保存すること